(前 略)

(目的)

第2条 楽友会館は、京都大学(以下「本学」という。)における役員及び教職員等の会合、その他の福利厚生事業及び研修等の用に供することを目的とする。

前

(施設)

- 第3条 楽友会館に、会議室、会議・講演室、ラウンジ、その他の施設を置く。
- 2 前項の施設のうち、会議室<u>及び</u>会議・講演室(以下「会議室等」という。)は、次の各号に掲げる 行事に使用するものとする。

(1)  $\sim$  (3) (略)

(中 略)

(開館時間)

第6条 楽友会館の開館時間は、午前9時から午後 9時までとする。

2 (略)

(会議室等の使用時間)

第7条 会議室等の使用時間は、午前9時から午後 8時30分までとする。ただし、管理責任者が特 に適当と認めた場合には、開館日以外の使用又は 使用時間の延長を許可することがある。

(中略)

(食堂)

- 第16条 第3条に定めるもののほか、楽友会館に 食堂を置く。
- 2 食堂は、第2条の会合等に付随し、及びこれを 支援するための施設として必要な食事提供を行 うものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、食堂の管理運営に 関し必要な事項は、管理責任者が別に定める。 (後 略)

別表

京都大学率方今館施設使用料

施設名	面積	使用料(1時間当たり)			
1 F会議室	(略)				
(略)					
1 - 4 (m\(\phi\)					

 $1 \sim 4$  (略)

(目的)

第2条 楽友会館は、京都大学(以下「本学」という。)における役員及び教職員等の会合その他の 福利厚生事業及び研修等の用に供することを目 的とする。

正.

後

改

(施設)

- 第3条 楽友会館に、会議室、会議・講演室<u>、多目</u> 的室、ラウンジその他の施設を置く。
- 2 前項の施設のうち、会議室、会議・講演室<u>及び</u> <u>多目的室</u>(以下「会議室等」という。)は、次の 各号に掲げる行事に使用するものとする。

(1)~(3) (同 左)

(開館時間)

第6条 楽友会館の開館時間は、午前9時から午後 5時30分までとする。

2 (同 左)

(会議室等の使用時間)

第7条 会議室等の使用時間は、午前9時から午後 5時までとする。ただし、管理責任者が特に適当 と認めた場合には、開館日以外の使用又は使用時 間の延長を許可することがある。

第16条 削除

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表

京都大学楽友会館施設使用料

施設名	面積	使用料	(1時間当たり)
1 F 会議室 1		(同	左)
1 F会議室2	$36 \text{ m}^2$		1, 100円
1 F 多目的室	$1\ 1\ 9\ m^{2}$		3, 100円
	(同	左)	
1~4 (同	左)		